



10年後、自分の職業がどうなっているか想像したことはありますか？

AIの普及により、様々な職業が大きな変化をしているでしょう。司法書士もその流れに抗うことはできません。

登記、裁判といった「手続」のうち、標準的なものはAIにより自動化されているかもしれません。

したがって、司法書士は「手続」を中心とした業務から脱却し、「総合的な法律職能」として、しかも「様々な分野」のコンサルタント的な役割を目指していくべきだと思います。

「総合的な法律職能」になるためには従来の司法書士の専門知識に加え、その周辺の法律知識、交渉力、企画力、そして人間力なども必要です。

また、「様々な分野」とは、たとえば、不動産開発、遺産相続、事業承継、創業支援、経営支援、消費者支援、高齢者支援、福祉関連支援、家庭問題支援、子供支援、人口問題支援、犯罪被害者支援など、様々なものが考えられます。

もちろん、そうした分野において、巷には多くの自称コンサルタントが存在しますが、それらと司法書士が決定的に違うのは、司法書士は法律のプロフェッショナルであるということです。司法書士の専門性を生かして様々な分野で法的サービスのパッケージを創出していく必要があると考えています。

例えば、後見業務などはひとつのパッケージと言えます。司法書士は「専門職後見人」として多くの後見業務を担っていますが、「専門職」というのは法律専門職である司法書士がその専門性を生かして後見人を担っているという意味なのです。

専門性を生かした法的サービスのパッケージをどれだけ創出できるか、司法書士の将来はそこにかかっていると思います。

自筆証書遺言が利用しやすくなります

デメリットを解消

自筆証書遺言は、紙とペンと印鑑を用意すればご自身で作成できます。

ただし、その全文を形式不備にならないよう自ら作成することは難しく、せっかく作成した遺言書が無効になる事例も少なくありません。

また、自筆証書遺言には遺言書が発見されないリスクがあったり、家庭裁判所での検認手続が必要のため遺言執行まで時間がかかってしまうなどのデメリットもありました。

そこで、自筆証書遺言の条件緩和のために、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立しました。

3つのポイント

財産目録に関する改正

遺言書の財産目録部分に関しては、パソコン等で作成したものや不動産の登記簿全部事項証明書などの別紙添付等も可能となります。

全てのページへの署名捺印は必要となりますが、作成や書き換えは非常に楽になります。

保管場所に関する改正

法務局で自筆証書遺言を保管できるようになります。これにより遺言書の紛失や偽造のリスクを防ぐことができます。

検認に関する改正

上述したとおり法務局で自筆証書遺言も保管できるようになりますが、この法務局で保管された遺

言書については検認手続が不要となります。

検認手続のため自筆証書遺言を開封して遺言執行するまで2~3ヶ月かかることがありましたが、検認が不要になることでより早く遺言執行に取り掛かることができるようになります。

まとめ

今回の改正により、自筆証書遺言の形式不備や紛失、偽造等のリスクが大幅に減ります。検認に必要な手間と時間も削減されるため、より使いやすい遺言書となるでしょう。

また自筆証書遺言を作成する際の最も大きな負担であった「財産目録」の作成がパソコン等で可能になることにより、遺言書を定期的に見直す負担も大幅に軽減されます。

神谷忠勝です。よろしくお願ひします！



はじめまして。神谷忠勝（かみやただかつ）です。

今年40歳になりました。学生時代、私は、陸上部に所属していましたが、自信をもって「打ち込んでいた」と、言うほどでは全くなく、勉強もほどほどに、部活動しながら普通の学生生活を送っていました。

ただ、陸上競技自体は本当に好きで、スタート前、コース上に出たときの緊張感と、走り終わった後の開放感がたまたま気持ち良かったです。

放送はあまりありませんが、陸上競技を見る事も好きで、たまに放送しているものを見られたりすると当時を思い出して血が騒ぎま

す。

最近の一番の趣味はダイビングです。家の近くにダイビングショップがあり、気にはなっていたのですが、知らないショップだという所に少し抵抗があったので、なかなか入れないでいました。

しかし、そのショップのオーナーと、前の会社で一緒だった人が同級生だということがわかった後は、スムーズで、ライセンスを取り、2か月に1~2回海に行っていました。

そして、去年の1月には沖縄にダイビング旅行に行ったりもしました。試験が7月頭だったので、ちょうど半年前くらいですね。試験、受かって本当に良かったと思っています。

今は仕事のペースが掴めず、週末はほぼ休むことにしか使えていませんが、ペースが掴め、週末に余裕ができてきたら、また伊豆でも潜りに行きたいと思っています。

そんな私が「司法書士を目指そう!」と、思い立ち、法律の勉強を始めた時は、既に30歳をとうに超えていました。それまで法律の勉強は何もしたことがなく、最初は教科書を読んでいても何を言っているのか、さっぱりわからなかったことを覚えています。それでも、なんとか働きながらの勉

強を続け、受験回数は7回目、平成29年度の司法書士試験に合格することができました。

集合研修で出会った同期の合格者は、やはり自分よりも若い人が多く、既にだいが出遅れている感がありました。

今年の5月からは中央合同事務所に勤務させてもらっています。私は、実地研修もここ、中央合同事務所でも受けさせてもらったのですが、研修期間も含めると、今4か月くらいになります。

今は、試験に合格するために積み重ねてきた教科書の知識を実務で発揮できる喜びと、教科書の知識では全く歯が立たない実務の難しさ、厳しさを感じております。

私は、この仕事につく前、自動車関係の某工場で品質管理の仕事をしておりました。全く違う業種からの転職であり、毎日戸惑うことが多い訳ですが、皆様にご迷惑をお掛けすることのないように、日々緊張感を持って職務にあたり、勉強を欠かさないようにしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。





中央合同事務所とは



当事務所は、相続や消費者問題、交渉ごと、裁判事件等の個人の方々の困りごとから、個人事業者、中小企業、世界的に有名な浜松市内外の上場企業複数社の登記手続等、様々なご相談やご依頼を受けております。

昨今、我が国の法律はめざましく改正されています。それらを常にリサーチし、他業種の方々とも連携しながら、ご依頼人の方々にご満足いただける法的サービスの提供を目指しています。

土曜日、日曜日、祝祭日はお休みさせていただいていますが、対応は可能ですのでご相談ください。

また、月に1度、土曜なんでも無料相談を実施していますのでご利用ください。

当事務所には面談室2部屋、その他相談スペース2箇所がございます。したがって、他人の目に触れることなくご相談をお受けすることができます。私どもは法律により秘密を守る義務が課せられていますので安心してご相談ください。



お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所
 司法書士 古橋 清二
 司法書士 神谷 忠勝
 430-0929
 浜松市中区中央二丁目12番5号
 TEL 053-458-1551
 FAX 053-458-1444
 sfuru@siren.ocn.ne.jp

契約書、大丈夫ですか？ 債権法が大きく改正されます

2020年の大きな出来事は東京オリンピックだけではありません。2020年4月1日から契約関係についてのルールが大きく変わります。

たとえば、債務の不履行に対する損害賠償の請求について、通常損害は改正されませんでした。特別損害は、「予見し、又は予見することができたとき」から「予見すべきであったとき」に改正されます。

また、譲渡禁止特約のある債権であっても有効に債権譲渡できることになり、企業の資金調達の可能性が広がります。

保証については大きく改正されており、例えば、アパートの賃貸借の保証契約では保証限度額を定めることが必要となります。

消滅時効については、債権の種類ごとの短期消滅時効は廃止され、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から原則として10年間の時効期間に統一されました。

請負契約については、注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合又は請

負が仕事の完成前に解除された場合において、請負人は、既にした仕事の結果が一定の要件を満たすときは、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができることとされました。

これらの他にも改正点は多岐に及んでいますので、施行までの約1年半で契約書の見直しを急ピッチで進める必要があります。

また、改正民法が施行される2020年4月1日より前に締結された契約に改正民法が適用されるかどうかは、改正民法の「附則」を注意して見ておく必要があります。

施行日前に贈与、売買、消費貸借、使用貸借、質貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例によることとされていますから（附則34条1項）、2020年4月1日より前に締結された契約には旧法が適用されます。

また、施行日前に通知が発せられた意思表示の効力発生時期については旧法が適用されますので（附則6条2項）、例えば、施行前に発せられた解除等の意思表示の到達は旧法が適用されます。

さらに、施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例によるとされていますから（附則10条4項）、施行前に生じた賃料等の消滅時効期間は旧法が適用されます。

このほか、施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率についてはなお従前の例によるとされていますから（附則15条1項）、施行前に生じた利息は旧法が適用され、施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率についてもなお従前の例によることとされていますから（附則17条3項）、施行前に生じた利息の法定利率は旧法によります。

また、施行日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例によるとされていますから（附則21条1項）、施行前にされた保証契約には旧法が適用されます。

さらに、施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、なお従前の例によるとされています（附則32条）。

不明な点は、当事務所にお問合せください。

相続手続の費用はどのくらい？

【こんな質問を受けました】
 相続手続には費用がどのくらいかかりますか

【このように回答しました】
 相続手続と一口に言っても、相続による不動産の名義変更手続、相続税、相続税を税理士さんに依頼した場合の費用など、様々なものがあります。ここでは、そのうち、金融機関などに提出する相続書類の収集や遺産分割協議書の作成に関する費用と、不動産の名義変更手続について説明します。

相続書類の収集や遺産分割協議書の作成に関する費用

全国の役場から必要な戸籍謄本を取り寄せることができます。それをもとに、法定相続情報証明（相続関係が一覧で表示されているもの）も作成します。また、不動産の名義変更や預金の解約などに使用することのできる遺産分割協議書も作成します。事案によ

り、必要な戸籍謄本の数や不動産の調査費用が異なりますが、複雑なケースでなければ、概ね2~5万円程度になると思われます。

不動産の名義変更手続に関する費用

相続による不動産の名義変更手続にかかる費用は、登録免許税、司法書士費用、その他の費用の3種類と考えていただければ結構です。

登録免許税は、登記する際に納付する税金です。相続税がかからない場合でも、不動産の名義変更をする場合には登録免許税を納付する必要があります。税額は、不動産の固定資産評価額（市区町村で発行される固定資産評価証明書に「価格」として掲載されている金額）の0.4%です。

司法書士費用は、司法書士の報酬と考えていただければ結構で

す。名義変更する不動産の価格、不動産の個数、どのように名義変更するかなどによって金額が変わります。また、事務所毎に金額も異なります。当事務所の場合も、報酬表を見ただけではよくわからないと思われるので、遠慮なくお問い合わせください。

その他の費用とは、戸籍謄本の収集、遺産分割協議書の作成等もご依頼される場合に要する費用です。ただし、この費用は、前記の「相続書類の収集や遺産分割協議書の作成に関する費用」と重複する場合は不要となります。

以上 ~ の費用は、ケースにより異なってきます。しかし、名義変更をする不動産が浜松市内外の住宅地のご自宅（土地・建物）であり、相続関係も複雑でなければ、トータルの費用として多くても15万円程度を目安としていただければ十分であると思われる